

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年3月6日（木） 午後0時50分～午後5時

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、地域監、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「先程、県警察が大規模災害発生時における円滑な警察活動のため、レジャー企業と施設利用に関する協定を締結したというニュースを拝見し、南海トラフ地震に備えて着々と準備が出来ていると思った。災害に関しては、想定通りに対応することは難しく、また、今後30年以内に発生するかどうかも分からないが、昨夏に本部長が、「災害のリスクが高まっている時には、その都度、空振りになって構わないという気構えで意識的に危機意識を高め、各種備えを行う」等と話していたように、引き続き、いつ発生しても大丈夫なようにしっかりと準備を進めていただきたい」旨の発言があった。

第5 議題事項

警察職員等の特別派遣について

県警察から、徳島県公安委員会からの援助の要求に係る警察職員等の特別派遣について説明があり、審議の上了承した。

第6 報告事項

1 令和7年2月県議会定例会追加議案の概要について

県警察から、令和7年2月県議会定例会において、令和6年度補正予算議案を追加提案する旨の報告があった。

2 令和7年度監察実施計画について

県警察から、監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則に基づき、令和7年度監察実施計画を作成した旨の報告があった。

委員から、「監察業務は、組織にとって非常に重要な業務であるため、しっかりと実施していただきたい。なお、文書の適切な管理については、官民間わず、なかなか徹底されないのが現状だと思うので、その点に注意していただきたい」、「不適正事案等が発生すれば、その都度、改善等を行っているとは思いますが、監察項目というのは、各部の課題等を見据えて立てられたものなので、全職員がしっかりと認識して業務に取り組んでいただきたい」旨の発言があり、県警察から、「不適正事案等の未然防止や早期発見に向けて、引き続き、的確な監察を行っていく」旨の説明があった。

3 令和6年度第5回公安委員会の交通規制（専決分）の実施について

県警察から、公安委員会の交通規制（専決分）については、「幹線道路における横断者の安全対策」、「持続可能な交通規制の推進に基づく安全対策（信号機や横断歩道の廃止）」等、合計55か所（区間）実施する旨の報告があった。

委員から、「交通規制については、横断歩道や信号機が必要なのか、あるいは、一灯点滅式信号機を廃止して一時停止（赤カラー）を新設する方が良いのかなど、道路環境や交通渋滞も考慮しながら、その場その場で判断していく必要があると改めて感じた」、「自転車横断帯を多く廃止するようだが、理由を伺いたい」旨の発言があり、県警察から、「大きく2つの理由がある。1点目は、横断歩道と自転車横断帯は隣接して設置されており、歩行者が多く横断する場合には接触事故の危険性がある。もう1点は、自転車は車道が原則で走行している。ただし、交差点に自転車横断帯が設けられていると、そこを走行しなければならず、車道を走行していた自転車が不合理な走行となってしまう場合がある。自転車横断帯がなければ、車道をそのまま直進できるので、通行方法を正常化するという意味合いもある」旨の説明があった。

4 警護の実施について

県警察から、2月中の警護の実施について報告があった。

第7 決裁

1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について

（令和7年1月30日及び同年2月6日開催分）

2 公安委員会苦情処理結果報告について

第8 その他

1 香川県立アリーナ（あなぶきアリーナ香川）の開館について

県警察から、「2月24日、香川県立アリーナの開館と併せて、サンポート高松地区のプロムナード化の運用も開始となった。3月1日と2日には、同アリーナのこけら落としとして、有名ロックバンドによるコンサートが行われた。商業イベントについては、一義的には主催者による観客の安全確保が求められるが、同アリーナで最初の大規模イベントであり、関係者のノウハウの蓄積も必ずしも十分ではない可能性も考えられ、県民・市民の安全や交通の安全・円滑を図るという観点から、県警察としても、制服・私服警察官によるパトロールの強化や駐停車禁止対策等、所要の対応を行った。結果的には、コンサート終了後に目立った渋滞や駐車違反等の問題は生じなかった。今後も県立アリーナでは様々なイベント等が企画されていることから、今回の結果を踏まえた上で、県や主催者と連携を図りながら、来訪者の安全確保に努めていく」旨の報告があった。

2 交通部における令和6年中の公安委員会の権限に属する事務等の概要について

県警察から、令和6年中に香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則に基づき、交通部において専決した事務等の概要について報告があった。

3 生活安全部における令和6年中の公安委員会の権限に属する事務等の概要について

県警察から、令和6年中に香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則に基づき、生活安全部において専決した事務等の概要について報告があった。

4 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う集会集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正について

県警察から、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県内においていわゆる公安条例の一部改正が行われる旨の報告があった。

5 公安委員会宛ての苦情の処理結果について

県警察から、受理した苦情について、事実関係及び措置状況について報告があり、審議の上、通知する内容等を決定した。

6 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。